

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	山梨県
3. 市区町村名	富士河口湖町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp/ka/info.php?if_id=3414&ka_id=3

執行機関名 富士河口湖町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	富士河口湖町子ども医療費助成金支給条例(平成21年富士河口湖町条例第32号)に基づく子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		富士河口湖町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第1の項 富士河口湖町子ども医療費助成金支給条例(平成21年富士河口湖町条例第32号)に基づく子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	富士河口湖町子ども医療費助成金支給条例(平成21年富士河口湖町条例第32号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。	第1条 この条例は、 <u>子ども</u> に係る医療費の一部を助成することにより、 <u>子どもの健やかな成長</u> に寄与するとともに、医療費の負担軽減を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		富士河口湖町子ども医療費助成金支給条例(平成21年条例第32号) 富士河口湖町子ども医療費助成金支給条例施行規則(平成21年規則第22号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	富士河口湖町子ども医療費助成金支給条例第5条
②事務の内容	児童福祉法第19条の3第3項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	小児の保護者に対する医療費の一部助成に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 二	富士河口湖町子ども医療費助成金支給条例第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その <u>保護者</u> (当該保護者が当該申請をしようとする場合に限る。)又は医療費支給認定基準 <u>世帯員</u> に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該者の <u>保護者</u> に係る住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--